JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K13-　067	2013/11/05	2015/10/08	石油ストーブ（密閉式）	青森県	－	－	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○使用者が昼寝中に、当該製品をセーブ運転（室温の変化により、消火及び点火を自動的に行うモード）で使用中、「ボン」という音がして燃焼筒付近の火が異常に燃え上がっているように見えたので、プラグを抜き布団と数枚のタオルを当該製品にかぶせて屋外に避難した。○当該製品のポットバーナー内部は、油溜まり、スス及びタールの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められず、燃焼リング等の内部部品に異常燃焼の原因になるような部品の変形等も認められなかった。○点火トランス、電源トランス、配線等に溶融痕等の出火痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部に異常燃焼の痕跡や電気部品に溶融痕等の出火痕跡が認められなかったことから、セーブ運転中に自動点火した際の音と炎を異常燃焼と見誤り布団やタオルを当該製品にかぶせたため、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13-　066	2013/12/23	2015/10/08	石油給湯機	青森県	－	－	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○電気部品や内部配線に溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。○消音室の外側、送風機の風路の給気側、外装板の外側に強く熱影響を受けた痕跡が認められた。○内部では下部より上部の焼損が著しかった。○車庫内には塗装関係のスプレー缶、灯油のタンクが置いてあった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：2年～3年。A1K13-118と119は同一現場で起きた事故。
B1K13-　065	2013/02/15	2015/10/07	石油給湯機	北海道	－	－	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は本体内部よりも外部の方が焼損が著しかった。○電源コード及び本体内部の電気部品に発火した痕跡は認められなかった。○送油経路に油漏れはなく、バーナー部や熱交換器等に異常燃焼した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明（製造時期から約21年と推定）
B1K13-　064	2013/05/20	2015/10/07	石油給湯機	北海道	－	－	(火災)当該製品及び周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の給排気筒トップが、外壁塗装工事に伴い養生シートで覆われていた。○当該製品の電気系統、燃焼系統及び燃料系統に異常は認められなかった。○当該製品の作動を確認した結果、着火状態や燃焼状態に異常は認められず、排気温度も正常値であった。 ●当該製品の給排気筒トップが、外壁塗装工事に伴い養生シートで覆われた状態で、使用者が当該製品を使用したため、異常燃焼を起こして給排気筒トップを覆っていた養生シートに着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常燃焼や火災の原因になるため、排気口・給排気筒トップのすぐ前に物を置かない。」旨、記載されている。	・使用期間：不明（製造年月から約9年9か月と推定）
B1K13-　063	2013/05/30	2015/10/07	油だき温水ボイラ	北海道	－	－	(火災)当該製品を使用中、火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損した。	○オイルストレーナーからバーナーへ灯油を供給するための送油管に、当該製品に同梱されていた銅製送油管ではなくゴム製送油管（2002年12月製造）が使用されていた。○ゴム製送油管はオイルストレーナーとの接続部でき裂が生じていた。○オイルストレーナーのOリングに変形が認められ、灯油漏れが確認された。○当該製品は底板部付近からバーナー部にかけての焼損が著しく、更に上方向に燃え広がった痕跡が認められた。○バーナー取付け部、缶体部、消音器からの排気漏れはなかった。 ●当該製品の附属品でないゴム製送油管がオイルストレーナーとの接続部で劣化し、き裂が生じて漏れた灯油が底板付近にたまり、運転時の熱によって気化し吸気ファンから吸われてバーナーの炎に引火し、オイルストレーナーのOリングがその熱影響を受けて変形し、Oリングからも灯油が漏れたため焼損が拡大し、火災に至ったものと推定される。	

※1　A2：重大製品事故以外の製品事故
※2　B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3　B2：「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K13-　062	2013/07/26	2015/10/07	石油ふろがま	香川県	―	―	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者がシャワーを使用するために、当該製品とは別にある給湯器を使用しているシャワーを2～3分使用し、その数分後に当該製品の循環パイプ付近から煙が上がった。○浴槽内に水はなかった。○当該製品の浴室スイッチは「入」になっていた。○循環口に焼損した接続ゴムの一部が付着していたが、当該製品内部に異常は認めらなかった。○当該製品は約35年前の製品で、空だき防止装置は備えていなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の浴室スイッチが入り空だき状態となって循環口の接続ゴムが焼損して発煙に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明（製造時期から約35年と推定）
B1K13-　061	2013/08/17	2015/10/07	石油給湯機付ふろがま	青森県	―	―	(火災)当該製品を使用中、異音がしたので確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	○使用者はドラフター（炉内圧力を逃がす役目をする蓋）開口部をアルミはくで覆いふさいで使用していた。○煙突内部及びふろがま燃焼室内部にススが付着していた。○ふろがま缶体と底板をシールする底リングの耐火材は下部分が確認出来なかった。○当該製品設置場所に給気口は無かった。○煙突の立ち上がりが無く排気条件が悪かった。 ●当該製品を吸気の悪い場所に設置したため、燃焼不良を起こして燃焼室内に燃料が充満し、ドラフター開口部をアルミはくでふさいだため着火時に内圧が上昇し、ふろがま缶体と底板の間のシールする底リングの耐火材が吹き飛ばされ、燃焼室内の熱が外に漏れ、ゴム製送油管が劣化し油もれを起こし、気化した油に引火したために火災に至ったものと推定される。	・使用期間：不明（製造期間から29年～33年と推定）
B1K13-　060	2013/08/25	2015/10/07	石油給湯機	福島県	―	―	(火災)シャワーを使用した後、炎が見えたので確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○ボイラー室の中に設置されていた当該製品の土台（鋼板製）に著しい腐食が認められた。○機器上部の排気口等は腐食し破損が認められ、上面のドラフター（炉内圧力を逃がす役目をする蓋）は紛失しており、取付け部は腐食し破損が認められた。○燃焼筒外筒は全体に錆が発生し、燃焼用の穴は腐食し変形が認められた。○煙突は斜めに施工され、当該製品と煙突の接続が不完全であり、煙突の排気トップは工事説明書で指定されたものではなかった。 ●当該製品は、工事説明書で指定された排気トップ型が使用されていなかったため機器内部に雨水が浸入する状態であったことから、長期間の使用により当該製品内部の腐食が進み、燃焼筒の排気ガスが漏れたことにより、送油ゴムホース等の送油経路が熱により損傷して漏れ出した燃料に引火し、事故に至ったものと推定される。なお、工事説明書には、「煙突の排気トップは指定のものを取り付ける」旨、記載されている。	・使用期間：不明（バーナー製造年月から約34年と推定）
B1K13-　059	2013/12/01	2015/10/07	石油ストーブ（開放式）	静岡県	―	―	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を点火して就寝し、1時間後に目を覚ますと室内に煙が充満していた。○当該製品は固定タンク式の円筒型ストーブで、内部にススが付着し、燃焼筒部分には多量のススが付着していた。○使用者は点火の際に火のつきを良くするため、燃焼筒部分を持ち上げていた。 ●当該製品の燃焼筒が正しくセットされず、位置がずれていたため、異常燃焼が生じたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「燃焼筒がずれていると、ススや油煙が出て異常燃焼を起こして危険です。燃焼中は時々炎を見て正常燃焼していることを確認する。」旨、記載されている。	
B1K13-　058	2013/04/30	2015/10/06	石油ストーブ（開放式）	熊本県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、消火操作をしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故の直前まで異常なく使用できていた。○当該製品及び周辺の焼損は、カートリッジタンクのある側が著しかった。○当該製品の燃料にガソリンが混入していた。○使用者宅に、ガソリンは保管されていなかった。 ●燃料にガソリンが混入した原因は特定できなかったが、当該製品の燃料にガソリンが混入していたため、油受け皿から燃料があふれて引火し、燃え広がったものと考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。	

※1　A2：重大製品事故以外の製品事故
※2　B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3　B2：「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況 物的被害	人的被害	事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
B1K13- 057	2013/10/15	2015/10/06	石油ストーブ（開放式）	秋田県	右記参照	〃	（火災）当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は日常的に燃焼筒の上部からマッチの燃えかすを入れていた。○燃焼筒の上部にマッチの軸が認められた。○芯案内筒の天板及び下部に多量のマッチの燃えかすが認められた。 ●当該製品の燃焼筒上部から点火時に使用したマッチの燃えかすを投げ入れたため、燃焼筒芯案内筒下部に蓄積したマッチの燃えかすに引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「マッチの燃えかすをしん付近や器具内に落としたり置き台の上に置かない。事故や火災の原因になる。」旨、記載されている。	
B1K13- 056	2013/11/17	2015/10/06	石油ストーブ（開放式）	東京都	右記参照	〃	（火災、軽傷1名）当該製品の点火操作を行ったところ、当該製品を焼損する火災が発生し、建物を全焼して、1名が負傷した。	○燃焼筒などに異常燃焼によるススの付着は認められなかった。○固定タンクに灯油漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは本体にセットされており、タンク口金は正常に締められていた。○しんは消火位置まで下がっていた。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 055	2013/12/01	2015/10/06	石油ストーブ（開放式）	愛媛県	右記参照	〃	（火災、重傷1名）当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者が当該製品の火を強めたら炎が大きくなり、衣服に着火した。○置台には燃えたホコリが付着し、しん調整器にはマッチの燃えかすが認められた。○油受皿、しん案内筒、燃焼筒に変形はなく、着火装置、配線に異常はなかった。○油タンクは変色、変形もなく、口金も正常に閉まっていた。 ●当該製品の置台やしん調整器などに付着したホコリやマッチの燃えかすが燃焼用空気の供給を妨げたため、火を強めたときに不完全燃焼による吹き返し現象が生じて可燃物に燃え広がり、炎が大きくなったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「ホコリをときどき除去すること。ごみ、ホコリなどがつまると、異常燃焼のおそれがある」旨、記載されている。	
B1K13- 054	2013/12/06	2015/10/06	石油ファンヒーター	宮崎県	右記参照	〃	（火災）当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のコントローラーや配線等に出火の痕跡等の異常は認められなかった。○油受け皿周辺に油の漏れた痕跡等の異常は認められなかった。○バーナーの内部に異常燃焼などの痕跡は認められなかった。○送風筒内部の外筒に異物が侵入し焼損していた。 ●当該製品内部の外筒付近に、外部から異物が侵入した状態で点火したために異物に着火し、焼損したものと推定される。	
B1K13- 053	2013/11/20	2015/10/06	石油ファンヒーター	石川県	右記参照	〃	（火災）当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○燃焼部に顕著なススの付着など異常燃焼した痕跡は認められなかった。○送油経路に油漏れなどの異常は認められなかった。○制御基板・内部配線などの電気部品から出火した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは焼損していないが、口金の閉め方が不十分で、タンクを傾けるとタンク内の灯油は漏れ出たものの、タンクが下方向に向いた状態での灯油漏れは認められず、灯油が油受け皿から漏れた痕跡も認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 052	2013/12/14	2015/10/06	石油ストーブ（開放式）	岩手県	右記参照	〃	（火災、軽傷2名）当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、2名が負傷した。	○当該製品は全体的に著しく焼損しており、天板等に変形が認められた。○燃焼筒のガラス筒は確認できなかったが、芯は消火位置まで下がっており、燃焼筒内部にススの付着はなく異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの蓋は取り付けられていた。 ●当該製品の事故時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 051	2013/12/20	2015/10/06	石油ストーブ（開放式）	千葉県	右記参照	〃	（火災）当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は全体的に焼損が著しかったが、特に本体下部の焼損が著しかった。○当該製品に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○給油タンクは正常に挿入されており、タンク蓋の開閉動作に異常はなかった。○当該製品の固定タンク及び給油タンク並びに、両者を連結する口金と受部に異常は認められなかった。○当該製品は今シーズン2度目の使用であり、灯油も今シーズン購入したものを使用していた。 ●当該製品は焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 050	2013/12/14	2014/06/16	石油ファンヒーター	兵庫県	室内焼損	なし	（火災）カートリッジタンクの口金フタを閉めないまま、運転中の当該製品にセットしようとし、こぼれた灯油が製品にかかり出火	ー	

※1 A2：重大製品事故以外の製品事故
※2 B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3 B2：「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況 物的被害	 人的被害	事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
B2K13- 049	2013/12/12	2014/06/16	石油小型給湯機	神奈川県	器具焼損、家屋壁面の一部に煤付着し変色した。	なし	台所で給湯を使用した時に家の元ブレーカーが作動した。異臭がしたため屋外に出て確認したところ、給湯器と機器周辺に堆積していた落ち葉と、置いてあった樹脂製ケース等が焼損していた。	―	
B1K13- 048	2013/12/06	2014/06/16	石油ファンヒーター	埼玉県	製品破損，家具一部焼損	なし	(火災)運転中の製品前方に置かれたスプレー缶が温風により過熱され破裂、製品正面を破損し周囲を焼損	―	
B1K13- 047	2013/12/00	2014/06/16	石油ファンヒーター	福島県	製品焼損(詳細不明)	なし	(火災)当該製品が外力を受け本体が破損したことにより出火	―	
B1K13- 046	2013/11/29	2014/06/16	石油ファンヒーター	福岡県	室内焼損	程度不明	(火災)スプレー缶破裂により、当該製品の周囲を焼損	―	
B1K13- 045	2013/05/17	2014/06/16	石油ふろがま(薪兼用)	山形県	右記参照	〃	(火災)当該製品を薪焚きで使用中、その場を離れたところ、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品本体に焼損及び変形等の異常は認められず、焼却口ふたの外面にススの付着は認められなかった。〇当該製品の設置に問題はなく、当該製品周辺のブロック壁にススの付着は認められなかった。〇焼損したボイラー室の柱は当該製品側面から45cm離れていた。〇使用者は空気調節口を半分程度開いて使用していた。〇当該製品の煙突の高さは4mしかなく、煙突トップが風圧帯に入っていた。 ●当該製品の空気調整口からススや火の粉が吹き出した痕跡がなく、焼損物との位置関係からも当該製品から引火したとは考えにくいことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 044	2013/05/04	2014/06/16	石油給湯機付ふろがま	千葉県	右記参照	〃	(火災)当該製品で給湯後、湯温が低いため追い焚きしたところ、停電、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。	〇当該住宅は海に近い場所にあり、当該製品は排水枡の真上に設置され、当該製品の外観にはさび止め剤が塗布されていた。〇当該製品内部はふろバーナー側が焼損しており、ふろ燃焼室下部を覆っている鋼板が腐食し、燃焼室から燃焼ガスが漏れ出たススの痕跡が認められた。〇当該製品は空焚き防止点検用コネクターに係るリコール対象品であったが、空焚き防止装置は正常に配線されており、点検用コネクターに係る事故ではなかった。 ●当該製品は設置環境等の影響でふろ燃焼室下部が腐食して損傷し、損傷部から漏れた高温の燃焼ガスが電線類や樹脂製の部品を熱劣化させ出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明 (製造時期から22年と推定)
B1K13- 043	2013/05/01	2014/06/16	石油ストーブ(開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品に給油中の火災であり、本体は天板の焼損が著しかった。〇当該製品は給油時に自動消火する構造ではなかった。〇カートリッジタンクは離れた場所にあり、焼損はなく、ふた(ワンタッチ式)が開いていたが、ふたの開閉は確実で、中途半端に保持されることはなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、カートリッジタンクのふたに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 042	2013/04/30	2014/06/16	石油ストーブ(半密閉式、床暖房機能付)	北海道	右記参照	〃	(火災、軽傷3名)建物を1棟全焼する火災が発生し、3名が負傷した。	〇当該製品は内部より外部の焼損が著しかった。〇吸気口及び給気経路の焼損が著しかった。〇定油面器には、灯油漏れで焼損した痕跡は認められなかった。〇燃焼筒にススが薄く均等に付着していたが、ポットバーナー内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇電気部品に出火に至る異常は認められなかった。 ●当該製品は運転中に吸気口から高温の火災煙を吸い込み、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 041	2013/04/25	2014/06/16	石油ストーブ(半密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	〇当該製品の煙突は、取扱説明書で禁止している簡易ペチカに接続された状態で使用されていた。〇使用者が当該製品のポット内に溜まった灯油を新聞紙で吸い取った後、点火した直後、当該製品から出火した。〇日常的に当該製品のポット内に灯油が溜まったり、配管がススにより、詰まったりすることがあったが、使用者自身で対処の上、継続使用しており、定期点検や修理等は実施していなかった。〇当該製品は、事故現場から回収されず廃棄されていた。 ●当該製品は、当該製品の煙突は、簡易ペチカに接続されていたことから、通気不足により不完全燃焼が発生し、ポット内に溜まった未燃灯油や可燃性蒸気が異常燃焼し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器が故障したり、火災の原因になることから、当該製品の煙突をペチカに接続しない」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況 物的被害	人的被害	事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
B1K13- 040	2013/04/15	2014/06/16	石油給湯機付ふろがま	新潟県	右記参照	〃	(火災)当該製品で給湯中、お湯が水になったため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は家屋の外壁面に取り付けられており、当該製品の正面前方に木製の冬囲いが間隔を空けて設置されていた。○事故発生時、冬囲いは当該製品側に倒れかかっており、当該製品上部の排気口に近接した部分が燃えていた。○冬囲いが倒れた時期は特定できなかったが、事故現場周辺は事故の数日前から風が強かった。○当該製品のフロントカバーの排気口周囲はひどく焼けており、基板カバーにススの付着と熱変形があったが、基板に焼けた痕跡はなかった。○送油経路に油漏れは認められず、バーナー炎口部の詰まり、バーナーパッキンへの油の染み込み、燃焼部及び排気経路部の排気漏れも認められなかった。 ●当該製品に出火に至る異常が認められないことから、当該製品の前方に設置された冬囲いが風雪などで倒れ、当該製品の排気口に近接したために、排気熱によって炭化した冬囲いに着火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明 （製造時期から約13年と推定）
B1K13- 039	2013/03/31	2014/06/16	石油ストーブ（開放式）	宮崎県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は、乾燥させる目的で当該製品の上方に洗濯物を掛けていた。○当該製品の燃焼筒やガラス外筒にススの付着はみられず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の上方に掛けていた洗濯物が落下して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「衣類などの乾燥に使用しないこと。乾燥するとストーブの熱気でゆれて落下し、火災の原因になる。」旨、記載されている。	
B1K13- 038	2013/03/17	2014/06/16	石油ストーブ（開放式）	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、外出し戻ったところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の油受け皿内部から、ガソリン成分が検出された。○燃焼部はガラス外筒の外側にススが付着していたが、内筒や外筒内側にススの付着は認められなかった。○油受け皿に燃料漏れは認められなかった。 ●当該製品にガソリンを誤って給油したため、使用中に異常燃焼して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書や本体には、「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しない」旨、記載されている。	
B1K13- 037	2013/03/06	2014/06/16	石油ストーブ（開放式）	新潟県	右記参照	〃	(火災)当該製品の点火操作を行ったところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体正面の操作パネル、左側面の取っ手、背面の電池ケース、操作部基板など樹脂製部品が焼損していた。○使用者はマッチを用いて当該製品に点火した。○置台上には、ホコリが溜まっており、マッチ棒の燃えさしが数本残っていた。○当該製品の油受皿に穴あきなどの灯油が漏れるような異常は認められなかった。 ●当該製品に出火に至る異常は認められないことから、点火時に用いたマッチによって当該製品内部に堆積していたホコリや樹脂製部品に着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「マッチの燃えかすは内部へ落とさないようにする」旨、記載されている。	
B1K13- 036	2013/02/27	2014/06/16	石油ストーブ（開放式）	岩手県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は当該製品に点火後、近くにあったこたつで睡眠を取っており、目を覚ますと部屋中に煙が充満していた。煙で当該製品の状況は確認できなかった。○燃焼筒にススの付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。○給油タンクの給油口口金は閉まった状態だった。○油受皿に灯油が漏れた痕跡は認められなかった。 ●当該製品の事故発生時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 035	2013/02/25	2014/06/16	石油ストーブ（密閉式）	青森県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	○対流用送風機はモーターの鋼板が溶融しているものの、モーターより機器内部にある羽根に変形や溶融は認められなかった。○定油面器に出火に至る異常は認められなかった。○基板及び配線から出火した痕跡は認められなかった。○燃焼部及び排気経路に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明 （製造期間から12～13年と推定）

※1 A2：重大製品事故以外の製品事故
※2 B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3 B2：「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K13-　034	2013/02/22	2014/06/16	石油ファンヒーター	滋賀県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を運転中、運転を停止せずにカートリッジタンクに給油を行い、その時に灯油をこぼし、こぼれた灯油に着火し、濡れタオルや消火器で消火活動を行う際、火傷を負った。○送油経路、油受け皿、カートリッジタンクに異常は認められなかった。○電源コード、製品内部の各リード線に短絡した形跡は認められなかった。○バーナーや吹出口に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○給油キャップの樹脂部が溶融して金属部と分離し、樹脂の一部が焼損部付近の床に溶着していた。○油受け皿上部にかかった消火剤には灯油が浸透していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品を消火せずに給油タンクキャップを十分に締めない状態で本体にセットしようとして灯油を当該製品周辺にこぼしたため、こぼれた灯油に着火して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、給油時の注意として、「油漏れ確認、給油時消火、居室内給油禁止」の警告表示とともに、「使用前の給油のしかた」について表記されている。	
B1K13-　033	2013/02/16	2014/06/16	石油ストーブ（密閉式）	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○約10年使用した当該製品は、取扱説明書で禁止しているマントルピース（暖炉の炉の上部・側面を囲むかたちで壁面に設けられる飾枠）で設置されており、事故当時、使用者は異音などに気づいて電源プラグを抜いた。○当該製品の外観は、背面の樹脂製給気ホースが溶融・焼失し、排気管の断熱クロスが焼損した以外には、異常が認められなかった。○燃焼ポットには、硬質タールが多量に蓄積していた。○燃焼用送風機などの給気経路には、スス付着が認められた。また、給排気筒の屋外先端部は、多量のスス汚れが認められた。○電気部品、熱交換部や送油経路には、異常が認められなかった。 ●当該製品が囲い込み設置をされていたことから、室温が正常に感知できずに点火・消火動作を頻繁に繰り返し、不完全燃焼が継続して未燃灯油がガス化していたところへ電源プラグを抜いたため、ガス化した未燃灯油が爆発燃焼して給気部へ炎が溢れて樹脂製給気ホースが焼損し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「マントルピースなどの囲まれたところへ設置しない」「マントルピースなどの囲まれたところに設置する場合は、類似型式の設置対応製品を取り扱う」旨、記載されている。	・使用期間：不明（製造時期から約10年と推定）
B1K13-　032	2013/01/26	2014/06/16	石油ファンヒーター	香川県	右記参照	〃	(火災)当該製品の給油タンクを持ち上げたところ、口金が外れ、灯油がこぼれ当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品を使用中に給油サインが出たので、運転を停止し当該製品に給油し運転を再開したが、再度給油サインが出たため、給油タンクを持ち上げたところ、口金（ワンタッチ式）が外れ灯油がこぼれ、こぼれた油受け皿部分から発火した。○給油タンクの口金のロックに異常は認められず、ロック解除用ボタンを2か所押さえこまないと口金は外れなかった。○当該製品の内部は、ススの付着や焼損が認められたものの、内部部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部に出火痕跡は認められず、給油タンクの口金（ワンタッチ式）のロックについても異常は認められなかったことから、給油タンクの口金を完全に閉めなかったため、当該製品を消火せずに給油タンクを持ち上げた際に、口金のロックが外れ灯油が当該製品の内部にこぼれたため出火したものと推定される。なお、本体、カートリッジタンク及び取扱説明書には、「給油時消火」「カチッと音がするまで口金外側を押す。ボタンを押したまま閉めない。」「口金を下にして油漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。	
B1K13-　031	2013/01/20	2014/06/16	石油ファンヒーター	山形県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は置台を除き全体的に焼損していたが、電気部品や燃焼室内部等に出火の痕跡はなく、送油経路にも燃料が漏れた痕跡は認められなかった。○当該製品に残っていた燃料からガソリン成分が検出された。○使用者宅で保管していたガソリン混合油がなくなっていた。 ●当該製品にガソリン混合油を誤って給油したため、使用中に異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「危険ガソリン使用禁止ガソリンなど揮発性の高い油は絶対に使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	

※1　A2：重大製品事故以外の製品事故
※2　B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3　B2：「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況 物的被害	 人的被害	事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
B1K13- 030	2013/01/15	2014/06/16	石油ストーブ（開放式）	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、使用中の当該製品から灯油臭がしたため、カートリッジタンクを持ち上げて戻した。○使用者がカートリッジタンクを戻した際に、床面に灯油が見えたため、消火ボタンを押して再度カートリッジタンクを引き上げたところ、カートリッジタンクの給油口が開き、こぼれた灯油が当該製品にかかって出火した。○カートリッジタンクの給油口口金先端が斜めに陥没変形し、口金ピンガイドも傾斜していた。○カートリッジタンクの給油口ふたはヒンジ近くで変形しており、口金ロックのフック位置が、口金ロッドの先端に近いところにあった。この状態でふたに横方向の力を加えると、ロックが外れることが認められた。○給油口ふたが変形した経緯については特定できなかった。○当該製品に腐食による油漏れ、パッキンの異常はなく、カートリッジタンクからの灯油漏れもなかった。 ●当該製品のカートリッジタンクのふたが変形してロックが外れやすい状態になっていた経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者がカートリッジタンクを抜く際にタンクに衝撃が加わるなどしてふたのロックが外れ、こぼれた灯油が消火直後の当該製品の高温部に触れて事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、事故直前に床面に灯油が見えた原因については特定できなかった。	
B1K13- 029	2013/01/12	2014/06/16	石油ストーブ（開放式）	北海道	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	○燃焼筒はガラス円筒が溶融していたが、内筒にはスス付着などの異常は認められなかった。○燃焼部はしんが消火位置まで下がっており、周辺には油漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクはタンク室内に収納されており、アクリル製油量窓が溶融して油が流出していたが、膨張変形などの異常は認められなかった。 ●当該製品に出火に至る異常が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	
B1K13- 028	2013/01/10	2014/06/16	石油ストーブ（開放式）	岩手県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のしんからガソリン成分が検出された。○使用者宅でガソリンを保管していた。 ●当該製品は、ガソリンが誤給油されたため異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「危険！ガソリン使用禁止ガソリンなど揮発性の高い油は絶対に使用しないでください。火災の原因になります」旨、記載されている。	
B1K13- 027	2013/01/02	2014/06/16	石油ストーブ（開放式）	宮城県	右記参照	〃	(火災)建物を1棟全焼、1棟類焼する火災が発生した。	○燃焼筒に異常燃焼によるススの付着は認められなかった。○固定タンクに灯油漏れは認められなかった。○周辺に可燃物は置いていなかった。○しんは燃焼できる位置にあった。 ●当該製品の事故時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 026	2013/04/04	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	奈良県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。12ページ	○当該製品を消そうとして使用者が通常の消火動作を行い、更に緊急消火ボタンを押したところ、当該製品の下部に火がまわり延焼し火傷を負った。○給油タンクに膨らみはなく、給油キャップは給油タンクに締められており、異常は認められなかった。○灯しんは緊急消火の位置に下がっていた。○天板の裏、燃焼筒、しん案内筒内部及び油受け皿の裏側に異常燃焼を示すススの付着は認められなかった。○油受け皿に油の漏れた痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 025	2013/03/21	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	岐阜県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品を消火せず給油し、燃焼筒から炎が上がったため、天板に座布団を被せて火災に至っていた。○当該製品は全体が焼損していたが、燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは本体から離れた場所にあり、口金（ワンタッチ式）は閉まっていた。○燃料の誤給油はなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品には出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2：重大製品事故以外の製品事故
※2 B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3 B2：「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K13-　024	2013/03/11	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	奈良県	右記参照	〃	(火災、負傷2名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が負傷した。	○当該製品は焼損が著しく、落下物によって外郭が大きく変形していた。○給油キャップは給油タンクに締められ、給油タンクは当該製品内に収められていた。○油受け皿内部にススの付着は認められなかった。○燃焼筒の内炎筒と外炎筒にススの付着は認められなかった。○天板表側の焼損が著しく、また、天板裏側にはすすの付着はなかった。○介護ヘルパーによれば、使用者はいつも当該製品の上に鴨居を使ってロープを張り洗濯物を掛けていたとのこと。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上方に吊るされた洗濯物が当該製品に落下するなどして着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13-　023	2013/03/01	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品のカートリッジタンクを抜いて、芯を最大燃焼状態にしたまま外出していた。○消火時に燃焼筒に被さる脱臭フィルターが故障し、点火時に燃焼筒上方に持ち上がらなかったが、使用者はそのまま使用していた。○当該製品は著しく焼損し、燃焼筒全体にススが付着し、異常燃焼が生じていた。○燃焼筒が芯の一部を噛み込み、正しくセットされていなかった。 ●当該製品を故障状態のまま使用し、燃焼筒のセットも正常でなく、消火せずに外出したことから、異常燃焼が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「外出時は必ず消火する」、「燃焼筒がずれていると異常燃焼が生じる。」、「燃焼中は脱臭フィルターが上がっていることを確認する。」旨、記載されている。	
B1K13-　022	2013/02/12	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	熊本県	右記参照	〃	(火災）建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○事故当時、使用者が誤って使用中の当該製品を後方に押し倒し、温風吹出口から出た炎によりレースカーテンに着火した。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡はみられず、油受け皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○転倒試験の結果、転倒直後に温風吹出口から一瞬炎が上がったが、自動消火装置の作動により、1秒以内に消火することが確認された。 ●当該製品を使用中に、使用者が誤って後方に転倒させたため、転倒直後に温風吹出口から一瞬出た炎により、温風吹出口に掛かったレースカーテンに着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「カーテンや燃えやすい物のそばで使用しない」旨、記載されている。また、自動消火装置機能はJIS基準では10秒以内の消火を規定しており、本製品はそれを満足していた。	
B1K13-　021	2013/02/10	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	宮崎県	右記参照	〃	(火災)異音に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○本体外郭の一部や操作部の樹脂部品及び電池ケースの負極側接点周辺が焼損していたが、燃焼筒にススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○固定タンクに腐食による穴開き等はみられず、油漏れの痕跡は認められなかった。 ●事故当時の状況が不明であるため原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に繋がる異常は認められず、製品に起因しない事故と判断される。	
B1K13-　020	2013/02/08	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	徳島県	右記参照	〃	(火災、重傷1名)集合住宅の1階を全焼、1棟を類焼等する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○燃焼筒、芯調整器にススの付着は認められなかった。○置台と油受け皿の間に燃焼した可燃物があった。○置台の下には新聞紙、ビニール等の焼けた付着物があった。○使用者は当該製品の底から燃えだしたと証言している。○当該製品は灯油が入った状態で搬送された。 ●当該製品は灯油が入った状態で搬送されたことにより灯油が置台に溢れ、置台と油受け皿の隙間にあった可燃物に浸みこみ、燃焼筒の炎もしくは燃焼熱で気化してそれに引火し、置台の下の新聞紙等へと延焼したと推定される。なお、取扱説明書には、「ストーブの置台の上に布や紙、マッチなど燃えやすいものを置いたり、本体との隙間に差し込んだりしない」旨、記載されている。	

※1　A2：重大製品事故以外の製品事故
※2　B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3　B2：「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況 物的被害	 人的被害	事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
B1K13- 019	2013/01/26	2014/06/03	石油ストーブ（密閉式）	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品の点火操作を行い、その場を離れたところ、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は事故発生の約4時間前にタイマーで点火するようにセットしていたが、点火ミスにより燃焼していなかったため、再度点火しようと、火の付いたティッシュを燃焼ポット内に投げ入れた。○当該製品の燃焼ポット内には、燃え残ったティッシュが認められ、燃焼ポット外側及び燃焼筒内側にススの付着が認められた。○当該製品は、正面、両側面及び底部には焼損は認められなかったが、背面の給気ファンケーシング周辺が著しく焼損し、近くの給気ホースは焼失していたが、ファンモーター及び配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○その他の内部配線、制御基板等の電気部品に溶融痕等の出火痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、タイマー点火時の点火ミスにより燃料が溜まっていた燃焼ポット内に火の付いたティッシュを入れたため、燃焼ポット内に溜まっていた燃料に着火、異常燃焼したため給気ホースにまで炎が達し、当該製品の背面を焼損したものと推定される。	・使用期間：不明（製造時期から約24年使用と推定）
B1K13- 018	2013/01/22	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	長崎県	右記参照	〃	（火災）当該製品に点火したところ、異音とともに火柱が上がり、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部に異常燃焼した痕跡は認められなかった。○燃料を採取して分析を行った結果、灯油が検出された。 ●当該製品の使用状況が不明であることから事故原因の特定には至らなかったが、当該製内部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K13- 017	2013/01/11	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	北海道	右記参照	〃	(火災、死亡2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が死亡した。	○当該製品の外装部は、正面及び右側面の焼損が著しく、右側板は外側から熱を受けている状況が認められた。○燃焼室、燃焼筒、バーナー部等に異常燃焼の痕跡は認められず、電装部品にも溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの上部は一部焼損していたが、口金及び給油口バルブには焼損は認められず、カートリッジタンク及び油受皿内には灯油は残っていなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	
B1K13- 016	2013/01/05	2014/06/03	石油給湯機付ふろがま	富山県	右記参照	〃	(火災)漏電遮断機が作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品のバーナーノズルのフィルター及び電磁ポンプ内部にごみが詰まり、噴霧異常が発生していた。○燃焼室内に未燃灯油が溜まっており、バーナー口パッキンに灯油が浸み込んでいた。○バーナー部の送油管口パッキンが焼損していた。○前面パネル裏側のグラスウールに灯油が浸み込んでおり、燃えた痕跡が認められた。 ●当該製品は、バーナーノズルのフィルターにごみが詰まっていたことから、バーナーノズルが噴霧異常となって燃焼不良が生じ、バーナー口から漏れ出した未燃灯油が、前面パネル内側のグラスウールに浸み込み、逆火などで焼損したバーナー部の送油管口パッキンから噴き出した炎により、着火したものと推定される。	・使用期間：16年
B1K13- 015	2013/02/22	2014/06/03	石油ふろがま	岐阜県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は事故1時間前に電源が切られており、燃焼中ではなかった。○当該製品の右横に置かれていた灯油ポリタンク周辺の焼損が著しく、当該製品は灯油ポリタンク側のバーナー外郭が焼損し、缶体に焼損は認められなかった。○バーナー部は焼損していたが、電磁ポンプ、送風機、イグナイター等に出火の痕跡は認められなかった。○壁面タイマーボックスから壁コンセントに繋がる電源コードの接続端子に溶融痕が認められたが二次痕であった。 ●当該製品は電源が切られており、出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明（製造時期から19年と推定）
B1K13- 014	2013/01/31	2014/06/03	石油ファンヒーター	静岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は樹脂部品が焼失し、全体が焼損していた。○カートリッジタンクは装着された状態で焼損し、口金は閉まっていた。○前面パネルの焼けは内側よりも外側の方が強かった。○送油経路に油漏れはなく、燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○電源コードが数カ所断線していたが、基板、電気部品、内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故当時の詳細な使用状況等が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2：重大製品事故以外の製品事故
※2 B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3 B2：「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省　製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K13- 013	2013/01/16	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	東京都	右記参照	″	(火災、軽傷2名)建物を1棟全焼する火災が発生し、2名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○使用者は、当該製品の燃焼部の赤熱具合が悪かったため、カートリッジタンクを引き抜き、キャップを緩めて、再度セットしようと下に向けたところ、本体のタンク室から火が見えた。○使用者は、事故以前からキャップを強く閉めると火力が上がらないことがあったとして、キャップを緩めて使用していた。○事故後、カートリッジタンクのキャップはタンク室内から発見された。○当該製品のしんは消火位置まで下がっており、燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○本体の固定タンクに油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品のカートリッジタンクのキャップが緩んでいたために灯油が漏れ、消火直後の高温になっていた部位に漏れた灯油が触れて発火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「給油口は確実に閉め、給油口を下にして油漏れがないことを確かめること、給油口が確実に閉まっていないと簡単にひらいて、火災の原因になる」旨、記載されている。	
B1K13- 012	2013/01/04	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	岐阜県	右記参照	″	(火災)当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損、周辺を汚損した。	○当該製品は円筒型の固定タンク式石油ストーブで、燃焼部で異常燃焼が生じていた。○燃焼筒にはススが多量に付着し、しん案内筒に正しくセットされていなかった。○点火装置に異常はなく、燃焼筒を正しくセットして点火すると、正常に燃焼した。 ●当該製品の燃焼筒が正しくセットされていなかったため、異常燃焼が生じたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「点火後、燃焼筒のつまみを左右に2～3回動かし、燃焼筒が正しくセットされているか確認する。異常燃焼し火災になるおそれがある。」旨、記載されている。	
B1K13- 011	2013/01/03	2014/06/03	石油ストーブ（開放式）	宮崎県	右記参照	″	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故当時、使用者は燃焼中の当該製品に、電池式の給油ポンプを使用して灯油ポリタンクから給油しようとしたが、電池が切れて給油できなかったため、そのままの状態で放置していた。○当該製品は全体的に焼損が見られるものの、燃焼筒にススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクに腐食による穴開き等はなく、油漏れの痕跡は認められなかった。 ●事故当時の状況が火災発生に影響を与えたのか不明であるが、当該製品に出火に繋がるような異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B2K13- 010	2013/10/19	2014/01/06	石油給湯機	石川県	なし	なし	給湯器を使用した際に当該機器より黒煙がでているのを発見した。機器に焦げや損傷は見られません。	―――	
B2K13- 009	2013/09/21	2014/01/06	石油給湯機	北海道	機器内部及び外装パネルの一部焦げ	なし	使用者より給湯器を使用した際に振動音がした。機器を確認したと外装パネルの一部に焦げが有る事を発見した。	―――	
B2K13- 008	2013/07/21	2014/01/06	石油給湯機付ふろがま	長野県	機器内部焼損	なし	給湯使用中にリモコン電源が落ちて「ボン」と音がしたため、屋外の機器を確認すると本体から火が出ていた。	―――	
B2K13- 007	2013/05/03	2014/01/06	石油給湯機付ふろがま	長野県	機器焼損、外壁塗装部の一部剥離、汚損	なし	機器内部焼損	―――	
B2K13- 006	2013/04/18	2014/01/06	石油給湯機付ふろがま	富山県	機器内部の一部焼損と壁の汚損	なし	器具内部焼損	―――	
B2K13- 005	2013/03/06	2014/01/06	石油ファンヒーター	愛知県	木造平屋の長屋住宅（3世帯）が全焼	なし	木造平屋の長屋住宅（3世帯）の居間付近から出火、建物全焼（火災直前に家人は外出、ファンヒーターを消した覚えはない、ファンヒーターの上部に洗濯物を干してい	―――	
B2K13- 004	2013/02/28	2014/01/06	石油給湯機	三重県	なし	なし	石油給湯機から発煙した。	―――	
B2K13- 003	2013/02/04	2014/01/06	石油ファンヒーター	北海道	壁・窓枠・家財など破損・飛散	当事者が後頭部火傷	カセットコンロのカセットボンベを暖めるため、運転中の当該製品の前に置いて、10分程して破裂・爆発した。	―――	
B2K13- 002	2013/01/15	2014/01/06	石油給湯機	大分県	なし	なし	排気部から黒煙が出る	―――	
B2K13- 001	2013/01/11	2014/01/06	石油ファンヒーター	神奈川県	住宅全焼、3棟類焼	軽症1名	スプレー缶を当該製品の近傍に置いていたため、温風で熱せられ破裂・爆発	―――	

※1　A2：重大製品事故以外の製品事故
※2　B1：「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
※3　B2：「B1」以外の事故